

コード	名称	区分	コード	名称
事業名	439 母子保健事業	会計	01	一般会計
		款	04	衛生費
		項	01	保健衛生費
		目	01	保健衛生総務費
基本 施策	01 10万市民の健康を維持する	細目	241	母子保健事業
		細々目	51	母子保健事業
行革大綱の重点事項番号				
担当部課	コード	130900		担当者
	名称	健康福祉部	健康推進課	氏名
			入本理	連絡先
			22 - 9653	(内線) 2713

事務事業の概要 (Plan)

対象(誰を、何を)	妊娠中の母子	※対象件数
成果(どうする)	妊娠中の母子の健康管理を促進すると共に妊娠から出産までの経済負担を軽減する。	
根拠法令・要綱等	母子保健法・妊婦一般健康診査費用助成事業実施要綱	
開始年度	平成 年度	関連事業
終了年度	平成 年度	
H21 事業 内容	県内の医療機関に委託し、平成21年度から妊婦健診公費負担を5回から14回に拡大した。このことにより、妊婦が妊娠から出産する標準的な健診全てを無料で受診が可能となった。 また、県外で受診した妊婦に対しても同様に14回分まで償還払いにより健診費用を助成した。	
社会情勢 の変化等	高齢やストレス等をかかえる妊婦が増加傾向にあり、母体や胎児の健康確保を図るうえで、妊婦健康診査の重要性が高まり、また、少子化対策の一環として、健診費用の負担軽減による積極的な妊婦健診の必要性から、21年度からは公費負担の拡大として5回から14回に拡大実施。	

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)		運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)	
1 建設用地		1 運営主体	
2 建設面積 (延床面積)		委託先	
3 規模・構造		2 配置人員	人
4 総事業費	千円	3 年間運営費	千円
		4 市内の 類似施設	

事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

活動指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H20	H21	H22	H23
健康診受診者数(実受診者数)	人		目標	822	目標	798
			実績	968	実績	1063
			目標		目標	
			実績		実績	

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値	
				H20	H21	H22	H23
母子手帳交付者の受診率	%	母子手帳交付者数(21計798人 (21計736人))		目標	92	目標	93
				実績	121	実績	144
				目標		目標	
				実績		実績	

投入コスト	H20 決算		H21 決算		H22 当初予算		H23 当初要求	
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
Aの 財源 内訳	直接事業費計(A)							
	26,164		48,534		70,347		70,347	
	国庫支出金							
	県支出金		12,990		21,005		21,005	
	地方債							
	その他							
一般財源	26,164	35,544	49,342	49,342				
事業投入人件費(B)	0.1人	720	0.1人	720	0.1人	720	0.1人	720
フルコスト(A)+(B)	26,884	49,254	71,087	71,087				

事務事業の評価(Check)

判断の基準(該当項目に○をつけてください)		備考欄(特記事項)
必要性	法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業	○
	個人の方だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業	○
	特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業	
	事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業	
	市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業	
	市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業	
	国や県、民間が同様のサービスを提供している事業	
	市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業	○
	民間のサービスだけでは市場全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業	
	受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業	
事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない事業		
【○をつけた場合、ニーズの具体的内容、根拠となるデータ等判断理由】	○	近年、高齢やストレス等をかかえる妊婦が増加傾向にあるとともに、就業等の理由により健康診査を受診しない妊婦もみられるところであり、母体や胎児の健康確保を図るうえで、妊婦健康診査の重要性、必要性が一層高まっているところである。また、少子化対策の一環として、妊娠中の健診費用の負担軽減が求められており、妊娠・出産にかかる経済的不安を軽減し、少子化の解消の一助に資するとともに、積極的な妊婦健康診査の受診をはかるため、妊婦健康診査について、自治体における公費負担の充実を図る必要性が指摘されている。
妊婦健診を公費負担化することは、少子化に歯止めをかけることができる。		
財政状況を考慮し、事業を休止した場合は、市民生活への影響が大きい事業	○	
【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】		
保険適用でない妊婦健診は、費用が高額で経済的負担が大きい。公的負担を縮減すると、妊婦健診率が低下し、母子の健康保持に大きな影響を与えかねない。		
事務事業の継続、達成度や実績を高めることで成果指標の向上が期待できる。	○	受診率が90%を超えることは、ほとんどの妊婦を健診結果においてフォローでき、健康な妊婦・出産を迎えられることにつながる。
基本施策の目的を実現するために現在の事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高		
サービス水準や対象を見直す余地がある。		
当初設定した計画を 100% 実施している。	【計画に遅れが生じている場合、改善策】	
予算の繰越の有無 無		
【予算の繰越がある場合、繰越の種別】		
他の事業主体の活用、事業移管が可能である。		
基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。		
【事業名】		
受益者負担を求めることができる事業である。		
全体コストにおける負担構成は適正である。	○	適切な時期に受診されていないケースがあるものの、診療報酬で算定した県内統一の三重県医師会との契約であるので、削減の余地はない。
コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。		

昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況	県内の医療機関に委託し、平成21年度から妊婦健診公費負担を5回から14回に拡大した。また里帰りした等で県外で受診した妊婦についても同様に14回分健診費用を助成した。
改善策	
【状況】	計画のとおり進んでいる
【詳細】	
昨年度の取組状況	妊娠から出産までの標準的な健診回数及び健診費用を公費負担化することができた。また広報・HPを通じて、公費負担のPRを行ってきた。

今後の方向性(Action)

担当課長氏名	清水 健司
【方向性】	現状維持
【理由】	
事業の方向性	平成19年1月16日付、厚生労働省児童家庭局母子保健課長通知「妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方について」を受け、三重県においても妊婦健康診査回数の公費負担は、14回が望ましいことで、平成21年度から14回の公費負担での契約を三重県医師会、日本助産師会三重県支部と委託契約を締結した経緯があるため。
現時点における課題、その他	妊婦健診の結果が医療機関から戻ってくるのがタイムリーでないため、戻ってきたときには既に出産後というケースがある。
課題、その他に対する改善策	平成22年度中に、出産後4ヶ月以内の要指導産婦に対してのフォローの充実として、家庭訪問を実施する。
(いつまでに、何を、どうする)	